平成30年度における自立相談支援事業の取組

項目	昨年度からの課題	今年度の取組	平成30年度実績(平成30年12月末時点)
周知•啓発	◎潜在的な対象者を相談窓口につなぐための手立ての検討【H29年度課題①】◎関係機関からの相談が少ない【H28年度課題①】◎子どもの貧困に関する相談が少ない【H28年度課題①】	 ◎不動産業者に働きかけ、家賃滞納者へ周知する方法を検討する。 ◎昨年度に引き続き、福祉センターだよりや社協だよりで総合相談窓口を周知する。 ◎関係機関向けの研修会を開催する。 ◎家庭児童相談室、母子父子自立支援員、学校等子どもに関わる関係機関への制度や窓口を周知する。 ◎商工会などの地域の団体に働きかけ、総合相談窓口の周知に取り組む。 	 ◎関係機関職員向け研修会を開催 ◎8/20宅建業協会幹事会へ西宮市と合同で協力依頼,11月案内チラシ配布依頼 ◎福祉センターだより(7月全戸配布),社協だより(4月,7月,10月全戸配布)総合相談窓□周知 ◎要保護児童対策地域協議会へ参加,ケース支援連携 【課題】 ・潜在的対象者の把握
家計相談	◎生活費の抑制など家計改善支援に重点を置いた手立ての検討【H29年度課題②】◎関係性の構築が難しい人への支援方法を検討【H29年度課題②】	 ◎昨年度から実施している,総務部債権管理課及び市民生活部保険課との連携会議において事例検討を継続して実施する。 ◎総務部債権管理課及び市民生活部保険課との連携会議において本人同意のもと支援ケースの支援方針検討を行う。 ◎福祉部生活援護課と連絡会議を開催し、事例検討、個別ケースの支援方針検討などを行う。 	 ◎個別ケース支援を通じて、総務部債権管理課、市民生活部保険課と連携 ◎福祉部生活援護課と連絡会議を開催(偶数月) ◎個別ケース支援を通じて市営住宅管理センターと連携 【課題】 ・家計改善の必要性を対象者に理解してもらう働きかけ・家計改善支援の場合、支援の長期化傾向
地域での居場所・役 割	●多様な「居場所」づくりのために「まごのて」以外の活用を行う必要がある。【H28年度課題③】 ●相談者が活躍できる仕組みづくりの検討【H28年度課題③】 ●市内・近隣には活動の場そのものが少ないため、地域の中での居場所づくりが必要【H29年度課題 ③】 ●相談者の中には相談員が同行しての地域の居場所への参加に留まる様子が見られるため、次のステップを働きかける必要がある【H29年度課題③】	 ◎居場所づくり部会において、作成した一覧表を活用、居場所確保に努める。 ◎社会的孤立や経済的困窮世帯の子どもの居場所は、地域まなびの場支援事業と連携することにより、新たな社会資源を活用して支援を実施する。 ◎社会参加の場として、地域行事やボランティア活動等への参加ができるように検討していく。 ◎就労準備支援事業を積極的に活用し、就労への動機づけ、生活リズムの見直しなどの支援をする。 	◎地域まなびの場支援事業と事業内容について打合せ個別ケース支援を通じて連携◎社会参加の場として、ボランティア活動情報を継続して提供◎定例支援調整会議において新規ケースを共有、就労準備支援事業の利用の可能性について協議

項目	昨年度からの課題	今年度の取組	平成30年度実績(平成30年12月末時点)
就労支援	◎交通費や交通手段が無い、心理的に壁がある、などの理由でハローワーク利用につながらない対象者に就労支援の方策を検討する必要がある。【H28年度課題②】	◎ハローワーク西宮の職業相談窓口や生活保護受給者等就労促進事業などを活用し、積極的に就労支援を行う。◎阪神南障がい者就業・生活支援センターが実施する事業を活用し、就労支援を行う。	◎定例支援調整会議にハローワーク西宮から職員参加,支援 方針について協議,個別ケース支援を通じて連携
総合相談窓口	 ◎初回スクリーニング時に実施している「他制度・他機関つなぎ」と自立相談支援事業の支援の中で行っている「他機関つなぎ」の違いが不明確のため自立相談支援の実態が正確に把握されていない【H29年度課題④】 ◎総合相談窓口での初回スクリーニングを見直し、総合相談と自立相談の集計を分けて検討する必要がある【H29年度課題④】 	 ◎総合相談窓口での初回スクリーニングを見直すことにより、自立相談支援事業の支援内容を正確に把握する。 ◎総合相談窓口の相談支援体制を見直し、支援調整会議において全ケースについて情報共有するとともに、支援経過を把握する。 ◎「総合相談窓口再来所」ケースは、連携上の課題がある、もしくは、対応する専門機関がない可能性が高く、そのようなケースの検討を「総合相談連絡会」にて実施することで、専門機関間の連携強化や、社会資源の開発検討を行う。 ◎定例支援調整会議において、自立相談支援事業にて対応した全ケースについて、共有・協議することで、自立相談支援事業の実態を適切に把握するとともに、共通課題や地域課題を検討し、効果的な支援体制の構築等につなぐ。 	◎総合相談窓口での初回スクリーニングを見直した。自立相談 支援事業を他制度他機関つなぎに変更◎定例支援調整会議にて新規ケースを把握,支援方針や初回対 応状況等を協議
個別ケース支援を通 して 見えた共通課題			 ◎糖尿病を持病とする人における,高額な医療費に対する具体的な金銭的支援手段がない。 ◎住宅転居で、生活福祉資金の福祉資金(転宅費)の貸付相談において、相談から転居予定日まで十分な準備期間がなく対応困難なケースがある。 ◎住宅転居において、対象者が「就労していない」「高齢である」「身元保証人がいない」などの理由により転居先物件の賃貸借契約困難なケースがある。 ◎緊急支援を要する相談において、相談者本人が支援内容を理解することや各種手続の対応が困難であるために、早急に支援を進めることができないケースがある。また、時間的余裕がなく利用できない制度がある。